

# JGN2-PAP (Partnership Access Point) の手引き



平成 19 年 4 月

( Rev3.9: 4/25 )

独立行政法人情報通信研究機構

## はじめに

JGN2は独立行政法人情報通信研究機構(以下、「NICT」)が運営する研究開発テストベッドネットワークであり、接続拠点として、全都道府県に1箇所以上のアクセスポイント(以下、「AP」)を設置しています。

この度、JGN2利用者のさらなる利便性向上及び地域の活性化のため、『**パートナーシップアクセスポイント(Partnership Access Point 以下、「PAP」)**』の仕組みを定めました。JGN2利用者においてはJGN2への接続の選択肢が広がると共に、足回り回線の負担の軽減につながるものと期待しております。

本手引きには、JGN2のPAPに関する運用・手続きについて記載しております。

## 目次

第1章 P A Pとは	4
第2章 P A P運用ガイドライン	
2.1 手続き	4
2.1.1 覚書の締結	
2.1.2 必要書類の提出	
2.1.3 連絡先	
2.2 運用ポリシー	6
2.3 回線の引き込み及び機器の設定について	6
2.4 N I C Tとの連携	6
2.5 P A P利用者に対する情報提供	7
別紙1 J G N 2 - P A P (Partnership Access Point)に関する覚書	
別紙2 J G N 2 - P A P (Partnership Access Point)運用機関調書	
(参考資料) 共同研究契約書(例)	

## 第1章 P A Pとは

P A Pとは、J G N 2のA P以外で、J G N 2に接続されている機関のうち、当該機関以外のJ G N 2利用者に対してもJ G N 2の接続環境を提供することができ、その運用に関してN I C Tと覚書を締結した機関をいいます。

N I C Tでは、P A Pについて、J G N 2のホームページ等で公開し、J G N 2利用者に広く周知いたします。

P A Pとなった機関は、J G N 2のP A Pであることを公表することが可能であり、J G N 2 - P A Pロゴ(図2)を使用することができます。

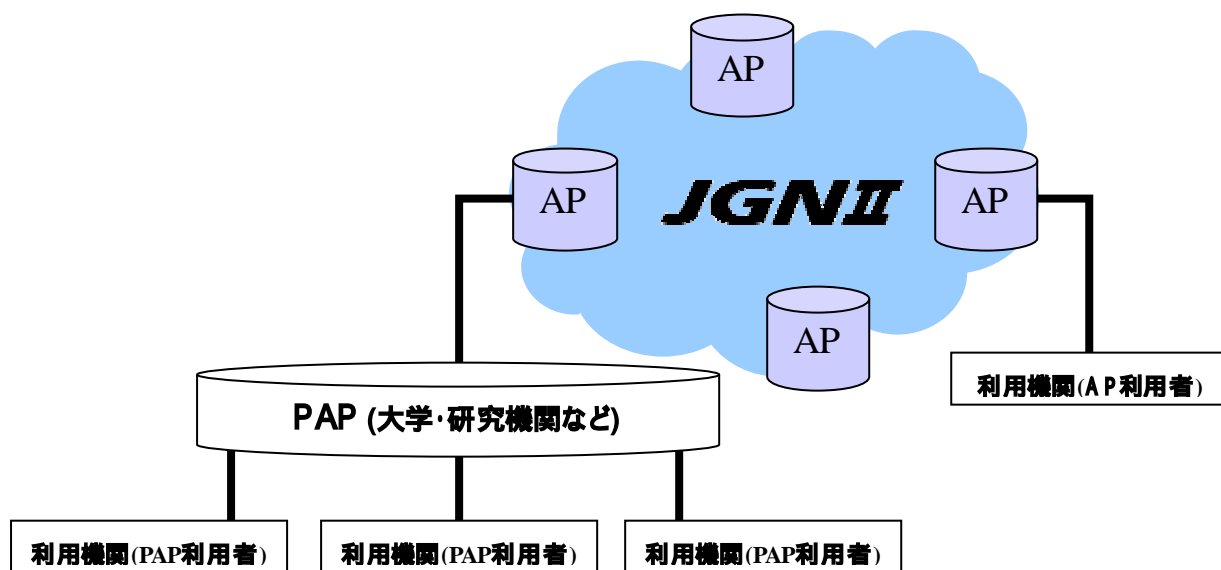


図1 . 概要図



図2 . P A Pロゴ

## 第2章 P A P運用ガイドライン

### 2 . 1 手続き

P A Pの運用を開始するにあたっては以下の手続きが必要になります。

### 2.1.1 覚書の締結

PAPの運用にあたっては、NICTとPAPになっていただく機関との間で、覚書(別紙1)の締結が必要となります。

### 2.1.2 必要書類の提出

PAPとなることを希望する機関は統括する管理者を定め、PAPに関する必要事項をまとめた「JGN2-PAP運用機関調書」(別紙2)をNICTに提出してください。

PAPに関する覚書に、NICT、PAP運用機関双方が同意の捺印を行います。

全ての手続きが完了した時点でPAPとしての運用開始となります。

「JGN2-PAP運用機関調書」は次のような項目から構成されます。

PAP運用機関情報	機関名、代表者名 連絡窓口 など
PAP運用情報	機器情報 提供可能なサービス情報 など

その他、必要な資料の提出をしていただくことがあります。

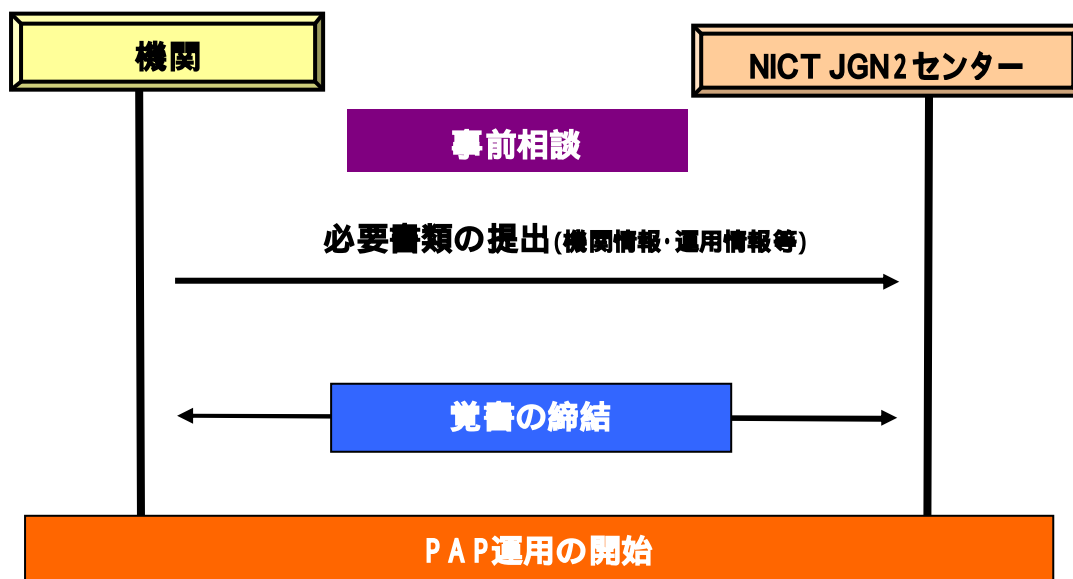


図3. 手続きフロー

### 2.1.3 連絡先

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1

独立行政法人情報通信研究機構 連携研究部門

テストベッド推進グループ JGN2センター

TEL: 042-327-6024 FAX: 042-327-5689 E-Mail: jgn2center@jgn2.jp

## 2.2 運用ポリシー

PAPの運用ポリシーは、PAP運用機関が独自に設定するものとし、JGN2のアクセスポイント(以下、「JGN2-AP」と)との接続及びPAPの設備・運用に関する費用については、原則PAP運用機関が準備するものとします。また、PAPの運用に関わる内容については、原則としてNICTが要求するもの(下記2.3～2.5)以外は、PAPの運用ポリシーに従うものとします。ただし、PAPを利用してJGN2を利用する者(以下、「PAP利用者」)に影響のある変更を実施する際には、事前にNICTと協議することとします。この種の変更には、JGN2-APと接続する回線の変更、サービスの一時停止、サービスの長期停止、帯域制限等を含みます。なお、上記以外の定めのない事項については、双方協議の上決定するものとします。

また、PAPの運用に当たっては、NICT、及びJGN2の回線設備及びアクセスポイントを運用管理するJGN2NOC(Network Operation Center)と、PAP運用機関が連携を図り、円滑な運用に努めるものとします。

### JGN2NOC連絡先

〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-5 NTTCom 大手町ビル 5F

Tel : 03-3272-3060 Fax : 03-3272-3062 E-Mail : noc@jgn2.jp

## 2.3 回線の引き込み及び機器の設定について

### (1) 回線の引き込みが可能な場所への機器設置

PAPを利用してのJGN2の利用を希望する者(以下、「PAP利用希望者」)が回線の引き込みを要請した場合、当該希望者と調整の上、回線の引き込み・設備機器への接続等の対応をお願いします。

### (2) 機器の設定

機器の設定にあたっては、PAP運用機関がJGN2NOCと連携の下、実施するものとします。

## 2.4 NICTとの連携

### (1) 利用希望者の受け入れ判断

PAP利用希望の有無はJGN2の利用申請がNICTに提出された際にNICTが確認し、該当するPAP運用機関に対して連絡いたします。PAP利用希望者の受け入れの可否をPAP運用機関が判断した上で、NICTに連絡をしてください。

PAP利用希望者がJGN2を利用するにあたっては、別途NICTと「共同研究契約書」(参考資料)を結ぶ必要があります。

### (2) PAP利用者からの問い合わせ対応

PAP利用者からの問い合わせに関する一次窓口はNICT(JGN2センター)が行い、必要に応じPAP運用機関の協力を求めますので、できる限り速やかな対応をお願いします。

(3) ハードウェア等稼動状況の監視

JGN2-AP・JGN2ネットワークの監視はJGN2NOCが行いますが、PAPにおいて運用するルーター・スイッチ等のハードウェア等の監視はPAP運用機関が担当するものとします。

(4) 運用機関調書の記載内容変更時の連絡

調書の記載内容に変更が生じた場合は、変更内容を速やかにNICTに連絡して下さい。

2.5 PAP利用者に対する情報提供

(1) 運用情報の提示

PAP運用機関は、以下の事項について、PAP利用者に対し情報提供して下さい。

問い合わせ窓口（問い合わせ可能時間帯）

その他運用に関する事項

これらの情報は、JGN2ホームページにも掲載します。

(2) メンテナンス情報等の提示

JGN2では、研究支援のため、ウェブ、メーリングリスト等により、メンテナンス情報や障害情報、トラフィック情報等を利用者提供しています。PAPにおけるこれらのメンテナンス情報等も、提供して下さい。また、これらのPAPメンテナンス情報は、希望によりJGN2ホームページに掲載することが可能です。

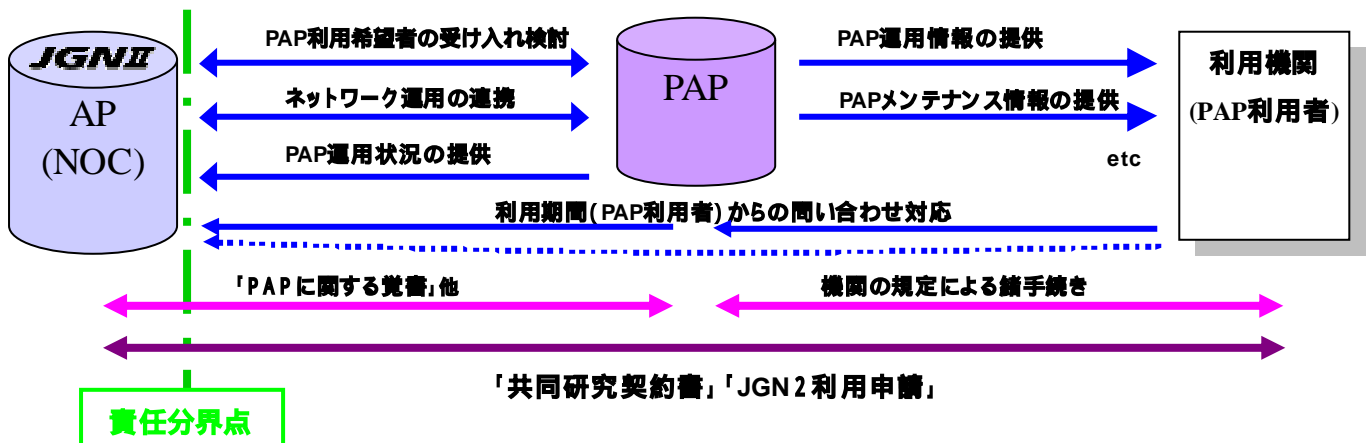


図3 . JGN2-AP と PAP と PAP 利用者の役割

以上